

第 4889 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中古資産の耐用年数

Q：中古資産の耐用年数に特例があると聞きました。どのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

中古の減価償却資産（試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く）を取得して、これを事業の用に供した場合の耐用年数は、法定耐用年数を原則としていますが、次の年数によることも認められています。

- ① その資産をその用に供した時以後の使用可能期間の年数
 - ② ①の年数を見積もることが困難な減価償却資産（無形減価償却資産及び生物を除く）については、次のそれぞれに定める年数（その年数が2年に満たないときは、2年となります）
- イ. 法定耐用年数の全部を経過した資産
その資産の法定耐用年数×20%に相当する年数
- ロ. 法定耐用年数の一部を経過した資産
（その資産の法定耐用年数－経過年数）＋（経過年数×20%）に相当する年数を加算した年数

ただし、その資産を事業の用に供するため支出した資本的支出の額がその資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合には、上記ロは適用できないこととなっています。

